

あなたの相続…

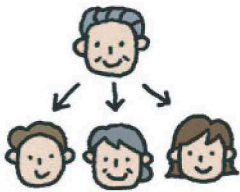
# 本当に相続税が掛かりませんか？



相続がスタートすると、**たった3ヶ月で**  
相続を受けるか放棄するかの  
判断がやってきます。



さらに、**10ヶ月後には相続税を払わないといけません。**  
間に合いますか!?



相続税が掛かるのであれば、  
**納付期限までに遺産を決めて**おかないと、  
相続税の軽減措置を受けることができません。

まずは**資産整理**を行うことで、相続対策が必要かの判断を！  
**でも、相続対策って、税金対策だけでは…**



いまなら  
「相続に関する小冊子」  
をプレゼント！

下記へお電話ください。

話を聞きたくなったら「**相続に関する相談窓口**」下記までご連絡ください。  
いまなら **無料で不動産を中心とした相続診断** を実際させて頂きます。



お客様第一主義。

株式会社 **西王不動産**

山形県知事(8)第1598号 (社)山形県宅地建物取引業協会会員

土日祝も営業中!!

〒990-2323 山形市桜田東4丁目9番23号

TEL: (023)-641-9772

FAX: (023)-641-9776

